

令和3年12月28日まで申請期限を延長します

新型コロナウイルスの影響を受ける小規模事業者を支援します！

渋川市小規模事業者助成金

渋川市では、長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少し、経営に支障が生じている市内小規模事業者に対して、経営の維持又は継続のための支援として、助成金を交付します。

対象者

- ・申請日時点で、市内で営業している事務所又は事業所を置く**小規模事業者**(支店は除きます。)であること
- ・助成金受領後も経営を継続する意欲があること
- ・令和2年12月から令和3年**11月**までのいずれか1か月の売上が、前年同月(前年にコロナの影響を受けていれば前々年)の売上高と比較して**50%以上減少**していること
- ・市税を滞納していないこと(新型コロナウイルスの感染拡大に伴い徴収が猶予されているものは除きます。) など

※ 創業間もないなどの理由で、前年との売上比較ができない場合でも助成金の対象となる場合がありますので、お問合せください。

助成金の使途

人件費、家賃、光熱水費、運転資金、仕入れに係る費用、新型コロナウイルス感染予防対策に係る費用など、企業活動の維持又は継続に要する費用

申請期間

令和3年2月5日から**令和3年12月28日**まで

期限が延長されましたので、未申請の対象者は、お早めに申請してください

申請方法

感染拡大防止のため、原則として、提出書類を郵便で送付してください。
※新型コロナウイルス対策中小事業者経営支援室(商工振興課内)窓口でも受け付けます。

助成金額

1事業者につき10万円(1回のみ)

交付申請時の提出書類

【共通】売上減少が確認できる資料


- 法人の場合
 - ・交付申請書兼請求書(様式第1号)
 - ・直前の事業年度の法人税申告書(別表1)の写し
 - 個人事業主の場合
 - ・交付申請書兼請求書(様式第2号)
 - ・直前の所得税確定申告書(第一表)の写し
又は直前の住民税申告書の写し
- ※ 必ず記入例をご確認ください

小規模事業者とは

中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者に該当する、以下の要件を満たす事業者です。

【製造業・建設業・その他の場合】
常時使用する従業員数が**20人以下**
【卸売業・小売業・サービス業(宿泊・飲食業等)の場合】
常時使用する従業員数が**5人以下**

※農業収入、不動産収入などの営業収入以外の申告しかしていない個人事業主は対象になりません。

提出書類の様式、記入例は、市ホームページに掲載しています
『[渋川市 小規模事業者 助成金](#)』で検索 

【問合せ・申請先】

〒377-8501

渋川市石原80番地

渋川市役所 産業観光部 商工振興課 新型コロナウイルス対策中小事業者経営支援室

電話:0279-22-2596

E-mail: syoukou@city.shibukawa.gunma.jp

